

4. 「その他オンライン診療に関連する事項」 オンライン診療を実施する医師の研修必修化

※ 3. 「オンライン診療の提供体制に関する事項」については、指針見直し検討会の第3回以降に議論予定

3. その他オンライン診療に関連する事項 (1)医師教育/患者教育

医師は、オンライン診療について現行医学教育の中で教育されておらず、通信技術などについて一般的に十分な知識を持ち得ていないことも多いと考えられるため、オンライン診療を実施するに当たっては、研修を受けることを義務としてはどうか。ただし、研修実施体制を整備するまでの間、経過措置を設けるのはどうか。

(現行)

3. その他オンライン診療に関連する事項

(1) 医師教育／患者教育

オンライン診療の実施に当たっては、医学的知識のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要となる。医師は、オンライン診療に責任を有する者として、医療関係団体などによる研修の受講等によりこうした知識の習得に努めるとともに、1の(1)及び(3)に示す事項及び情報通信機器の使用方法、医療情報のセキュリティ上安全な取扱い等について、患者に対しあらかじめ説明をしておくべきである。



(改訂案)

3. その他オンライン診療に関連する事項

(1) 医師教育／患者教育

オンライン診療の実施に当たっては、医学的知識のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要となる。このため、医師は、オンライン診療に責任を有する者として、厚生労働省が定める研修を受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得しなければならない。

※ 2019年10月以降、オンライン診療を実施する際は、研修修了証を当該医療機関のウェブサイト等に掲載しなければならない。なお、既にオンライン診療を実施している医師は、2020年3月までに研修を受講するものとする。

(注1) 2020年改訂時に※の記載ぶりは変更予定。

(注2) 研修の実施方法について、本人確認の上、全国において広く受講が可能となるような仕組みを検討予定。